

## 除排雪団体設立助成事業 審査基準

応募があった事業については、次の「審査項目」及び「審査の視点」により審査し、採択の可否を決定する。

なお、採択の可否については、審査項目ごとに判定し、全ての審査項目を満たす場合に「採択：可」とする。

審査項目	審査の視点
(1) 除排雪に関する地域課題を解決するため、団体を設立し、支援活動に取り組むもの。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業対象外となる事業内容及び団体ではないか。</li><li>● 地域の現状と課題をしっかりと把握しているか。</li><li>● 事業は地域課題を解決するための手段として妥当か。</li></ul>
(2) 事業に実現性と継続性があるもの。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業内容が明確で、具体的な内容となっているか。</li><li>● 事業を遂行できるスケジュール（プロセス）であるか。</li><li>● 事業実施における必要経費の計上は妥当か。</li><li>● 継続が見込まれる事業内容となっているか。</li></ul>
(3) 団体の代表者との連絡体制が確保されているほか、各種の説明会及び審査会等に参加できる体制であるもの。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 団体の人員構成等が、十分な体制となっているか。</li></ul>

※採択結果は全ての応募者に文書で通知する。

※採択となった事業については、団体の名称及びその構成員、事業名称等の内容を県公式ウェブサイト等で公表することができるものとする。